

## 筆界特定の用語の定義

第1問 筆界特定の申請に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までうちどれか。

ア 甲土地の抵当権の登記名義人は、当該抵当権を実行するために必要であれば、甲土地とこれに隣接する乙土地を対象土地として筆界特定の申請をすることができる。

イ 私人所有の表題登記がされていないため沼が、地方公共団体所有の表題登記がされていない道路に接続しているがその境が不明であるときは、当該ため池と当該道路を対象土地として筆界特定の申請をすることができる。

ウ 甲土地の一部を売買で取得した者は、当該一部が甲土地に隣接する乙土地と接していないときでも、甲土地と乙土地を対象土地とする筆界特定の申請をすることができる。

エ 甲土地に隣接する乙土地を相続によって取得した者であっても、乙土地について相続を原因とする所有権の移転の登記が受けなければ、甲土地と乙土地を対象土地として筆界特定の申請をすることができない。

オ 甲土地と乙土地が一点のみで接しているときは、甲土地の所有者も乙土地の所有者も、甲土地と乙土地を対象土地として筆界特定の申請をすることはできない。

1 アイ 2 アエ 3 イオ 4 ウエ 5 ウオ

□□□

第2問 筆界特定の申請に関する次のアからオまでの記述のうち、正しいもの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 所有権の登記がある土地を相続した者は、当該土地について相続を原因とする所有権の移転の登記を経由することなく、当該土地を対象土地の一つとする筆界特定の申請をすることができる。

イ 甲土地の所有者から地上権の設定を受けた者は、甲土地を対象土地の一つとする筆界特定の申請をすることができる。

ウ 甲土地の所有権の登記名義人は、甲土地と1点のみで接している乙土地と甲土地を対象土地として筆界特定の申請をすることができる。

エ 甲土地がA Bの共有名義となっていて、Bの持分がAの持分よりも多いときであつても、Aは単独で、甲土地を対象土地の一つとする筆界特定の申請をすることができる。

オ 一筆の土地の一部の所有権を取得した者は、所有権の登記を受けていないときは、当該土地を対象土地の一つとする筆界特定の申請をすることができない。

1 アイ 2 アエ 3 イウ 4 ウオ 5 エオ

□□□

第3問 筆界特定の定義等に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 筆界特定は、過去に登記された土地の登記時における筆界の位置を特定するものであるが、調査を尽くしても筆界が判明しない場合には、新たに筆界を形成することができる。

イ 筆界特定登記官は、筆界特定の申請が対象土地の所有権の境界の特定を目的とするものと認められるときは、当該申請を却下しなければならない。

ウ Aが所有する表題登記のない土地とこれに隣接するBが所有する表題登記のない土地について、両土地を対象土地とする筆界特定の申請は、することができない。

エ 「関係土地」とは、「対象土地以外の土地（表題登記がない土地を含む。）であって、筆界特定の対象となる筆界上の点を含む他の筆界で対象土地の一方又は双方と接するものをいう。」と定義されている。

オ 「所有権登記名義人等」とは、「所有権の登記がある一筆の土地にあつては所有権の登記名義人、所有権の登記がない一筆の土地にあつては表題部所有者、表題登記がない土地にあつては所有者をいう。」と定義されている。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第4問 筆界特定の用語に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

ア 筆界特定とは、一筆の土地及びこれに隣接する他の土地について、筆界の現地における位置を特定することをいう。

イ 表題登記のない土地と隣接する表題登記のない道路との筆界特定を申請することはできない。

ウ 筆界特定登記官は、調査を尽くしても筆界が不明な場合には、新たに筆界を再形成する権限を認められている。

エ 対象土地とは、筆界特定の対象となる筆界で相互に隣接する表題登記がある一筆の土地及び他の土地をいう。

オ 関係土地とは、対象土地以外の土地で、対象土地の一方又は双方と接するものをいう。

1 アイ 2 アオ 3 イエ 4 ウエ 5 ウオ

第5問 次の対話は、筆界特定の事務に関する土地家屋調査士（以下「調査士」という。）と補助者との対話である、調査士の質問に対する次のアからオまでの補助者の解答のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。

調査士： 筆界特定における「筆界」については、どのように定義されていますか。

補助者：ア 筆界とは、「表題登記がある一筆の土地とこれに隣接する他の表題登記がある一筆の土地との境を構成する二以上の点及びこれらを結ぶ線をいう。」と定義されています。

調査士： 筆界特定の申請があった場合に、筆界特定登記官がその旨を通知しなければならないとされている者はいますか。

補助者：イ 筆界特定登記官は、筆界特定の申請があった旨を関係土地の所有権登記名義人等に通知すれば足りるものとされています。それ以外の者は、筆界特定の申請があった旨を公告することで伝えることになるからです。

調査士： 対象土地が甲地方法務局の管轄区域と乙地方法務局の管轄区域にまたがる場合には、筆界特定の申請は、どちらの地方法務局に対してすればよいのですか。

補助者：ウ 甲地方法務局と乙地方法務局のうち、どちらの地方法務局が筆界特定の事務をつかさどることになるのかは、法務大臣又は法務局の長の指定によって定まることとなりますが、その指定がされるまでの間、筆界特定の申請は、甲地方法務局又は乙地方法務局のうち、どちらの地方法務局に対してもすることができるとされています。

調査士： 筆界特定登記官が、対象土地について筆界特定を行うことができない場合を一つ挙げて下さい。

補助者：エ 筆界特定登記官が、対象土地又は関係土地の所有権の登記名義人の配偶者又は四親等内の親族であるときです。

調査士： 法務局又は地方法務局の長が、筆界調査委員に指定することができないとされている者を一人挙げて下さい。

補助者：オ 土地家屋調査士法の規定による懲戒処分により、土地家屋調査士の業務の禁止の処分を受けた者で、その処分を受けた日から3年を経過しないものは、筆界調査委員に指定することができないとされています。

1 アイ    2 アオ    3 イエ    4 ウエ    5 ウオ

□□□

## 第1問 正解 5

〈カト〉 筆界特定における筆界の意義，筆界特定の申請適格者を正確に把握されたい。

## 〈各肢の解説〉

ア 誤り。筆界特定の申請をすることができるのは土地の所有権登記名義人等であるが（法131条1項），ここにいう「所有権登記名義人等」とは，所有権の登記がある一筆の土地にあつては所有権の登記名義人，所有権の登記がない一筆の土地にあつては表題部所有者，表題登記がない土地にあつては所有者をいい，所有権の登記名義人又は表題部所有者の相続人その他の一般承継人を含むものとされている（法123条5号）。抵当権の登記名義人は，所有権登記名義人等に当たらないから，筆界特定の申請をすることができない。

イ 誤り。いずれも表題登記がない土地同士の境界は，筆界特定制度における「筆界」ではないことになるから（法123条1号），筆界特定の申請は，することができない。

ウ 正しい。筆界特定の申請をすることができる者は，土地の所有権登記名義人等であるが（法131条1項），その他，一筆の土地の一部の所有権を取得した者も，当該土地を対象土地の1つとする筆界特定の申請をすることができる（規則207条2項4号参照）。また，この場合，一筆の土地の一部の所有権を取得した原因は問わない。例えば，一筆の土地の一部を時効取得した者，一筆の土地の一部の所有権を売買その他の原因により承継取得した者のいずれも一筆の土地の一部の所有権を取得した者として申請をすることができる。また，申請人が所有権を取得した土地の部分が筆界特定の対象となる筆界に接していることを要しない（平成17・12・6民二2760号通達第3・14）。

エ 誤り。肢アで解説したとおり，「所有権登記名義人等」には，所有権の登記名義人又は表題部所有者の相続人その他の一般承継人を含むとされている（法123条5号）。したがって，相続による所有権移転の登記を受けることなく，筆界特定の申請をすることができる。

オ 正しい。筆界特定における「筆界」とは，表題登記がある一筆の土地とこれに隣接する他の土地（表題部登記がない土地を含む。）との間において，当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた2以上の点及びこれらを結ぶ直線をいう（法123条1号）。したがって，1点のみで接している土地相互間には，筆界特定における筆界は存しないことになる，本肢の甲土地，乙土地の各所有者は，双方の土地を対象土地とする筆界特定の申請をすることができない。

以上により，正しいものはウ及びオであるので，正解は5となる。

〈ガイド〉 筆界特定の定義を踏まえ、筆界特定の申請権者、筆界特定の申請ができない場合についてまとめておきたい。

〈各肢の解説〉

- ア 正しい。土地の所有権登記名義人等は、筆界特定の申請をすることができると思われるが（法131条1項）、ここにいう「所有権登記名義人等」とは、所有権の登記がある一筆の土地にあっては所有権の登記名義人、所有権の登記がない一筆の土地にあっては表題部所有者、表題登記がない土地にあっては所有者をいい、所有権の登記名義人又は表題部所有者の相続人その他の一般承継人を含むとされている（法123条5号）。
- イ 誤り。地上権者には、筆界特定の申請権が与えられていない。土地の所有者に代位して申請することも認められていない（筆界特定添付情報には、代位原因証明情報に関する規定が設けられていないことから、代位による筆界特定の申請は、することができないと解されている。）。
- ウ 誤り。筆界特定における「筆界」とは、表題登記がある一筆の土地とこれに隣接する他の土地（表題部登記がない土地を含む。）との間において、当該一筆の土地が登記された時にその境を構成するものとされた二以上の点及びこれらを結ぶ直線をいうので（法123条1号）、甲土地の所有者は、甲土地と1点のみで接している乙土地と甲土地を対象土地として筆界特定の申請をすることはできない。
- エ 正しい。土地の表題部所有者又は所有権登記名義人が複数いる場合には、その1人から筆界特定の申請をすることができるものとされている（平成17・12・6民二2760号通達第3・16）。
- オ 誤り。筆界特定の申請をすることができる者は、土地の所有権登記名義人等であるが（法131条1項）、その他、一筆の土地の一部の所有権を取得した者も、当該土地を対象土地の一つとする筆界特定の申請をすることができる（規則207条2項4号参照）。以上により、正しいものはア及びエであるので、正解は2となる。

〈ガイド〉 筆界特定の定義については、法123条を精読しておかれない。

〈各肢の解説〉

ア 誤り。「筆界特定」とは、表題登記がある一筆の土地及びこれに隣接する他の土地について、筆界の現地における位置を特定すること（その位置を特定することができないときは、その位置の範囲を特定すること。）をいう（法123条2号）。すなわち、筆界特定とは、過去に筆界として定められた線を現地において特定することをいい、調査を尽くしても真実の筆界が不明である場合に、新たに筆界を形成することは、筆界特定手続によって行うことはできない。

イ 正しい。筆界特定の申請が対象土地の所有権の境界の特定その他筆界特定以外の事項を目的とするものと認められるときは、当該申請は却下される（法132条1項5号）。

ウ 正しい。いずれも表題登記がない土地同士の境界は、筆界特定制度における「筆界」ではないことになるから（法123条1号）、筆界特定の申請をすることができない。

エ 正しい。「関係土地」とは、「対象土地以外の土地（表題登記がない土地を含む。）であって、筆界特定の対象となる筆界上の点を含む他の筆界で対象土地の一方又は双方と接するものをいう。」と定義されている（法123条4号）。

オ 誤り。所有権の登記名義人等とは、「所有権の登記がある一筆の土地にあつては所有権の登記名義人、所有権の登記がない一筆の土地にあつては表題部所有者、表題登記がない土地にあつては所有者をいい、所有権の登記名義人又は表題部所有者の相続人その他の一般承継人を含む。」と定義されている（法123条5号）。

以上により、誤っているものはア及びオであるので、正解は2となる。

---

**令和5年版 土地家屋調査士／択一式**

**過去の答練の良問から筆界特定制度の  
問題編のみを全50問集めました!! (解説付き)**

令和5年4月1日 初版発行

編者 東京法経学院編集部

発行者 立石 寿 純

発行所 東京法経学院

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22ナカバビル1F

TEL 03-6228-1453 (代表)

版權所有  
不許複製

---

7304152-2304